

気付こう 防ごう 「高齢者虐待」



介護保険

■問合せ 美浦村地域包括支援センター(福祉介護課内) ☎029-885-0340(内)135

高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って起こるとわれています。
高齢者の世話をする家族や親族、同居人または高齢者施設職員などによる高齢者虐待は以下の5種類に分類されます。

◎身体的虐待

叩く、蹴る、つねる、やけどを負わせる、ベッドに縛り付ける など

◎心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する など

◎性的虐待

同意のない性的接触や嫌がらせをする、排泄の失敗等の罰として裸で放置する など

◎経済的虐待

本人の財産(不動産・年金・預金等)を取上げ勝手に使う、生活に必要なお金を使わせない など

◎介護や世話の放棄・放任

食事を与えない、入浴をさせない、オムツを交換しない、病院を受診させない、劣悪な住環境で生活させる など



虐待の発生要因として考えられること

- ・**介護疲れ** 介護負担が重くなると疲れからストレスが増大し、虐待の要因となることがあります。また、介護に対する理解や技術がないため、十分な介護ができない。
- ・**経済的な問題** 経済状態が苦しい、または高齢者の年金に依存した生活状態が続いている。
- ・**介護者の心身状態** 介護者が体調不良、アルコールへの依存など精神的に不安定な状態である。
- ・**認知症への不十分な理解** 介護者が認知症を理解していない。認知症を受け入れられないことから、高齢者の言葉や行動に対し叱責してしまう。

虐待を防ぐために地域でできること

声を掛け合う 日常的にあいさつをかわし、近所の関係づくりをしましょう。

見守り 高齢者のいる家族の普段の様子を知っておくことで、小さな変化に気づくことができます。

相談 高齢者の中にはセルフネグレクト※により、周囲の気づきや支援が必要なケースもあります。「様子がおかしいな?」と感じたら、地域包括支援センターへご連絡ください。

※**セルフネグレクト**とは? 自己放任。食事、入浴、受診、掃除など生活する上で必要な行為を行わない(行う能力がない)ことから心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること。

「高齢者虐待」は誰にでも起こりうる問題です。介護者の「自分がやらなくてはいけない」という責任感や介護疲れから虐待につながっていくことも少なくはありません。介護は周囲の配慮や手助けが必要です。介護保険サービス等の利用を通じて、高齢者だけでなく、介護者を支援することも大切です。虐待に限らず、高齢者に関してのご相談がありましたら、地域包括支援センター(福祉介護課内)へ遠慮なく連絡してください。